

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、軽自動車税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	熊谷市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等の所有者に対して、軽自動車税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免申請による軽自動車税額の減免を行う。賦課額に基づき、収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。賦課額の過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書などを発行する。住民からの申請に基づき、軽自動車税の納税証明書を発行する。納付状況に応じて、住民に対し納入確認書を作成する。 番号利用法別表に基づいて、熊谷市は、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。また、公金受取口座登録制度の開始に伴い、過誤納金還付申請があった住民の公金受取口座情報を、本人の同意に基づき情報照会により口座情報登録連携システムから取得する（R5.1より開始。）。
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納整理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバ 6. 共通基盤システム（庁内連携システム）
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 軽自動車税賦課情報ファイル (2) 収納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項 別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号及び別表（別表における情報提供の根拠） ・番号利用法第9条第1項 別表の24の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 市民税課、納税課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部市民税課諸税係 電話048-524-1111 内線245
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	入力したデータの管理や書類の保管について、複数の職員で確認している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課 吉岡 昭 納税課 新井 好也	市民税課長 鶴田 敏男 納税課長 新井 好也	事後	
平成29年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部市民税課諸税係 電話048-524-1111 内線245	事後	
平成29年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 鶴田 敏男 納税課長 新井 好也	市民税課長 植原 利和 納税課長 新井 好也	事後	
平成29年4月11日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 植原 利和 納税課長 新井 好也	市民税課長 植原 利和 納税課長事務取扱 清水 敏文(総務部長)	事後	
平成29年7月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 植原 利和 納税課長事務取扱 清水 敏文(総務部長)	市民税課長 植原 利和 納税課長 飯島 誠	事後	人事異動に伴う対応
平成30年1月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の集計か	平成27年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年1月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	平成27年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年10月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 植原 利和 納税課長 飯島 誠	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 軽自動車税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納整理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 共通基盤システム(庁内連携システム)	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)軽自動車税賦課ファイル (2)軽自動車税収滞納ファイル	(1)軽自動車税賦課情報ファイル (2)収納管理ファイル	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27 別表第二主務省令20条6号	事後	
平成31年4月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月5日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	様式改正
平成31年4月5日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		十分である	事後	様式改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(情報提供)	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 8. 監査		[○]自己点検	事後	様式改正
平成31年4月5日	Ⅳ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	様式改正
令和1年10月4日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27 別表第二主務省令20条6号	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27 別表第二主務省令20条6号・7号	事後	番号法別表第一・第二の事務・情報を定める命令等の一部改正
令和2年4月17日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月17日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅳ 8. 監査	[○] 内部監査	[] 内部監査	事後	
令和3年10月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う法改正
令和4年6月30日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年12月22日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(右記を追記)	また、公金受取口座登録制度の開始に伴い、過誤納金還付申請があった住民の公金受取口座情報を、本人の同意に基づき情報照会により口座情報登録連携システムから取得する(R5.1より開始。))。	事前	
令和4年12月22日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(右記を追記)	・別表第一省令第74条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月21日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(右記を削除)	・別表第一省令第16条	事後	
令和5年6月21日	II 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月21日	II 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年6月19日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号利用法別表第二	番号利用法別表	事後	
令和6年6月19日	I 3. 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項	番号利用法第9条第1項 別表の24の項	事後	
令和6年6月19日	I 3. 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)	事後	
令和6年6月19日	I 3. 法令上の根拠	別表第一省令第74条	別表省令第74条	事後	
令和6年6月19日	I 4. 法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27 別表第二主務省令20条6号・7号	・番号利用法第19条第8号及び別表(別表における情報提供の根拠) ・番号利用法第9条第1項 別表の24の項	事後	
令和6年6月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年6月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年11月20日	IV リスク対策		様式改正に伴う記載事項追加	事後	